

事業の目的・概要

根拠：重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱（国）

令和7年9月17日開催
令和7年度第1回地域医療対策協議会資料より

(1) 事業目的

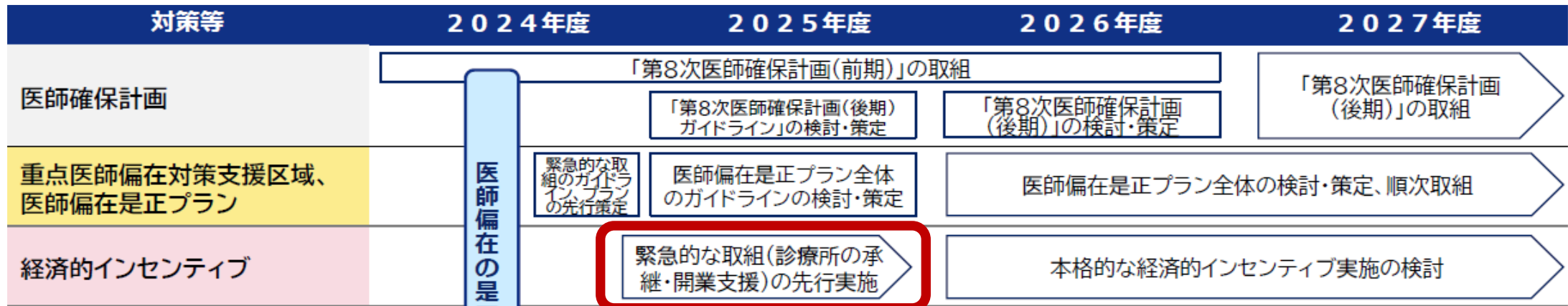
- 医師偏在是正パッケージに位置付けられている、**医師の地域偏在対策における経済的インセンティブ**の具体的施策のひとつ。
診療所医師が高齢化し、人口規模が小さい二次医療圏等で診療所数が減少傾向にある中、国が緊急的に先行して実施
- **都道府県ごとに『重点医師偏在対策支援区域』を設定**し、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、
①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

医師偏在是正対策総合パッケージ

国の「新たな地域医療構想等に関する検討会」における医師偏在対策に関するとりまとめに基づき、令和6年12月厚生労働省が発表

<経済的インセンティブによる医師確保対策>

- 医師不足の地域における医師の勤務を促進するためには、経済的インセンティブを通じて、医師が意欲をもって勤務する環境整備が重要
- 「重点医師偏在対策支援区域」における医師確保を推進するため、**令和7年度に、診療所承継・開業支援事業を先行実施**
令和8年度に、国の示すガイドラインに基づき、**都道府県において「医師偏在是正プラン」を策定。これにあわせて、経済的インセンティブ（派遣手当の増額支援等）を順次実施**



(2) 事業内容

① 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助（補助率 国1/3、都道府県1/6、事業者1/2）

② 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助（補助率 国1/3、都道府県1/6、事業者1/2）

③ 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援（補助率 国4/9、都道府県2/9、事業者1/3）

診療所の運営に必要な経費（職員基本給、旅費、光熱水料等）を補助対象

⇒**運営費の赤字の2/3を補助**（上限あり）

【実施主体】支援区域内で**承継又は開業する診療所の開設者**

- ✓ 都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得ること
- ✓ 承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所であること(施設整備事業)

1 重点医師偏在対策支援区域の考え方

(1) 重点医師偏在対策支援区域とは

『重点医師偏在対策支援区域とは、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域』

(2) 重点医師偏在対策支援区域の要件

- ① 厚生労働省が提示する候補区域を参考にすること、
- ② 設定に当たって、地域の実情に応じて「考慮すべき要素」を考慮すること
- ③ 地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議すること

なお、二次医療圏単位その他、地域の実情に応じて市町村単位、地区単位等での選定も可能

【①厚生労働省が提示する候補区域】

候補区域：以下のいずれかに該当する区域	東京都における対象区域
① 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏	島しょ区域
② 医師少数県の医師少数区域	対象なし
③ 医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国で下位1／4）	対象なし

【②設定に当たって、地域の実情に応じて考慮すべき要素】

ア 医師偏在指標	エ 診療所医師の高齢化率
イ 可住地面積あたり医師数	オ 地域住民の医療のかかり方
ウ 住民の医療機関へのアクセス	カ 今後の人口動態等

2 重点医師偏在対策支援区域の設定

(1) 重点医師偏在対策支援区域設定の考え方

- 本事業は、医師の地域偏在の解消を目的としているため、都における医師少数区域の中から区域を選定
- 国の候補区域である島しょ地域に加え、島しょ同様にへき地として指定されている「奥多摩町・檜原村」を支援区域とする

検討区分	候補区域	重点医師偏在対策支援区域とする理由
①国の示す候補区域	<u>島しょ地域</u>	▶ <u>国の示す候補区域であることから、「島しょ地域を」支援区域とする。</u>
②独自に追加を検討する区域	<u>奥多摩町 檜原村</u>	▶ ● 考慮すべき要素を 勘案 ● 西多摩のうち奥多摩町、檜原村は、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれないため、医療の確保が困難であることから、都において、島しょ地域と同じくへき地として指定し、様々な施策を実施。ただし、へき地診療所に対する既存の国庫補助は、公立を対象 <u>このことから、「奥多摩町・檜原村」を支援区域とする。</u>

決定までの流れ

診療所の承継・開設は、支援区域の自治体の医療提供体制に影響を与えるため、「**区域の設定**」及び「**支援対象とする診療所の選定**」に当たっては、**区域内の自治体等の意見を踏まえることが必要**

○ 支援区域に設定することについて、へき地の自治体に意見聴取 → 合意

○ 地域医療対策協議会及び保険者協議会において協議し合意を得て、へき地を重点医師偏在対策支援区域と決定する。

3 支援対象診療所の選定方法等

事業の実施主体については、支援区域内で承継又は開業する診療所の開設者であり、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とする。

(2) 都における支援対象診療所の選定の考え方

- 診療所を承継又は開業した場合であっても、**既存の診療所の運営や地域の医療提供体制に過剰な影響を及ぼさないこと**
 - ※へき地診療所に対する既存の国庫補助金（施設・設備・運営費）を受けている診療所は対象外
 - ※医師確保のための補助事業であるため、歯科診療所は除く。

【へき地における支援対象診療所の選定方法（案）】

地域の実情を踏まえるため、**都は、申請のあった診療所を支援対象とすることについて、当該診療所が所在又は所在予定の自治体の意見を聴くこととする。**

（意見聴取内容等） 支援対象とした場合の当該地域における医療機関への影響や、当該診療所の地域医療提供体制への協力等。
なお、意見聴取の際には、必要に応じて地域医療構想調整会議等の会議体の活用も検討

支援対象診療所の選定方法について、へき地の自治体に意見聴取 → 合意